

### Ⅲ 障害の種類及び程度について

以下の障害の種類及び程度は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付25文科初第756号通知を参考にまとめたものであり、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の程度を示しているが、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みとなっていることに留意されたい。

視覚障害者（強度の弱視者を含む）	<p>○両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が<u>不可能又は著しく困難な程度</u>のもの</p> <p>○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が<u>困難な程度</u>のもの</p> <p>○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。</li> <li>・年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。</li> </ul> <p>*視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p>	<p>視覚障害の特別支援学校</p> <p>弱視特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>
聴覚障害者（強度の難聴者を含む）	<p>○両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが<u>不可能又は著しく困難な程度</u>のもの</p> <p>○補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが<u>困難な程度</u>のもの</p> <p>○補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。</li> </ul> <p>*聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。</p>	<p>聴覚障害の特別支援学校</p> <p>難聴特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>
知的障害者	<p>①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに<u>頻繁に援助を必要とする程度</u>のもの</p> <p>②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が<u>著しく困難な</u>もの</p>	<p>知的障害の特別支援学校</p>

知的障害者	<p>○知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に<u>軽度の困難</u>があり日常生活を営むのに<u>一部援助が必要</u>で、<u>社会生活への適応が困難</u>である程度のも</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。</li> <li>・標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を診断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。</li> </ul>	知的障害 特別支援学級
肢体不自由者	<p>①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が<u>不可能又は困難な程度</u>のもの</p> <p>②肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、<u>當時の医学的観察指導を必要とする程度</u>のもの</p> <p>○補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に<u>軽度の困難</u>がある程度のも</p> <p>○肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。</li> </ul>	<p>肢体不自由の特別支援学校</p> <p>肢体不自由特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>
病弱者（身体虚弱者を含む）	<p>①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が<u>継続して医療又は生活規制を必要とする程度</u>のもの</p> <p>②身体虚弱の状態が<u>継続して生活規制を必要とする程度</u>のもの</p> <p>①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が<u>持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度</u>のもの</p> <p>②身体虚弱の状態が<u>持続的に生活の管理を必要とする程度</u>のもの</p> <p>○病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制を要する期間等を考慮して判断を行うこと。</li> </ul>	<p>病弱の特別支援学校</p> <p>病弱・身体虚弱特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>

言語障害者	○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	言語障害 特別支援学級
	○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	通級による 指導
自閉症者	○自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	○自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導
情緒障害者	○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導
学習障害者	○全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力の特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導
注意欠陥多動性障害者	○年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導

《重複障害のある児童生徒等について》

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

《小学校又は中学校等への就学》

① 特別支援学級

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

② 通級による指導

障害の判断に当たっては、上記の留意点の他、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

《就学義務の猶予又は免除について》

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、市町村教育委員会は就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。